証券コード:7841
2023年３月６日

株　主　各　位

新潟県燕市東太田９８７番地
株式会社遠藤製作所
代表取締役社長　渡部　大史

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第73回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　http://endo-mfg.co.jp/
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「会社情報」「ＩＲ情報」「株主の皆様へ」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「遠藤製作所」又は「コード」に当社証券コード「7841」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年３月27日（月曜日）午後５時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2023年３月28日（火曜日）午前10時

２．場　　所　新潟県燕市井土巻三丁目65番地
燕三条ワシントンホテル（３階ホール）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　１．第73期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第73期（2022年１月１日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第３号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役５名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

＜株主提案（第４号議案から第５号議案まで）＞

第４号議案　剰余金の処分の件

第５号議案　自己株式の取得の件

株主提案（第４号議案から第５号議案まで）にかかる議案の要領は、後記「株主総会参考書類」（58頁から59頁まで）に記載のとおりであります。

４．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取扱いいたします。

(2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集のご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について

・感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
・感染症による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方で、ご出席を検討されている場合は、その要否について特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
・株主総会会場入り口付近などに、感染防止のためアルコール消毒液を設置する予定であります。当日ご出席の株主様におかれましては、マスクの着用並びに検温について、ご協力をお願い申し上げます。
・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。
・当社役員及び株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

事　業　報　告

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和され、経済活動の動きは緩やかに回復してまいりました。反面、顕在化した地政学的リスク等の影響により、原油価格や原材料の高騰がみられ、コストプッシュによるインフレの動きがあったほか、アメリカやヨーロッパ諸国でのインフレ対策による利上げ等の金融政策が実施されたことにより急激な円安傾向がみられ、先行きに対する不透明感が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、ゴルフ市場の３密を避けたレジャーとして国内外での好調な動き及びタイ自動車市場の堅調な動きに対応するべく、品質の向上及び生産能力の強化等を図り、安定した製品の供給を維持できるように努めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、前連結会計年度から引き続きゴルフ関連市場等が好調に推移するなか、新型コロナウイルス感染症及び地政学的リスクの顕在化等による影響があったものの、生産への影響を最小限にとどめ、受注に対して安定した供給を実施することができました。以上の結果、売上高は145億82百万円（前期比15.8%増）となり、利益面につきましても、ゴルフ関連市場等が好調に推移したこと及び鍛造事業では市場が堅調に推移していること等から、営業利益18億51百万円（同0.7%増）、経常利益18億29百万円（同1.1%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は法人税等調整額を６億80百万円計上したこともあり７億96百万円（同50.2%減）となりました。

〈セグメント別の概況〉

（ゴルフ事業）

ゴルフ事業につきましては、原油や原材料の高騰等があったものの、引き続き３密を避けたレジャーとしてゴルフ市場全体が好調に推移しており、当社も受注増加に伴い生産の増強及び品質の維持・向上を図り、安定供給に努めました。その結果、販売数量が増加した影響により売上

高71億17百万円（前期比16.6％増）、営業利益17億47百万円（同7.5％増）と増収増益となりました。

（メタルスリーブ事業）

メタルスリーブ事業につきましては、半導体不足による生産調整及びテレワークやＤＸ等の進展による複写機の需要は減少の傾向がみられるとともに、原油や原材料の高騰等の影響もあり売上高10億46百万円（同2.7％減）、営業利益74百万円（同46.2％減）と減収減益となりました。

（鍛造事業）

鍛造事業につきましては、世界的な半導体不足等による生産調整が自動車業界の一部でみられたものの、タイの自動車関連市場は堅調に推移いたしました。当社は、新型コロナウイルス感染症の製造に関する影響を最低限に抑えるべく取引先との関係強化及び生産の強化を実施し、安定供給に努めたことにより、売上高64億18百万円（同18.6％増）、営業利益６億42百万円（同1.4％増）と増収増益となりました。

事業区分	売上高	前連結会計年度比	構成比
ゴルフ事業	7,117百万円	116.6％	48.8％
メタルスリーブ事業	1,046百万円	97.3％	7.2％
鍛造事業	6,418百万円	118.6％	44.0％
合計	14,582百万円	115.8％	100.0％

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は９億38百万円で、その主なものは次のとおりであります。

（ゴルフ事業）

主力製品の製造拡大のための機械設備

生産性の向上、生産効率向上のための機械設備

（メタルスリーブ事業）

工程改善による生産性向上のための機械設備

（鍛造事業）

生産性の向上、生産効率向上のための機械設備

③　資金調達の状況

当連結会計年度中に、安定的な資金調達手段の確保及び運転資金の効率的な調達を行うことを目的として、単独の金融機関との間で15億円のコミットメントラインを更新しております。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区　分	第70期 (2019年12月期)	第71期 (2020年12月期)	第72期 (2021年12月期)	第73期(当期) (2022年12月期)
売上高(千円)	9,773,969	8,276,401	12,589,516	14,582,181
経常利益(千円)	185,816	64,574	1,809,539	1,829,162
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	265,682	△88,102	1,601,592	796,805
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）(円)	30.42	△10.08	183.09	91.07
総資産(千円)	18,804,741	17,964,046	20,479,223	21,868,342
純資産(千円)	16,022,742	15,239,646	16,734,410	18,372,605

(注)「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
エポンゴルフ株式会社	32百万円	100.0%	ゴルフクラブ等ゴルフ用品の販売
ENDO THAI CO.,LTD.	385百万バーツ (1,463百万円)	100.0%	ゴルフクラブヘッドの製造
ENDO METAL SLEEVE (THAILAND) CO.,LTD.	230百万バーツ (874百万円)	100.0%	ステンレス製極薄管の製造及び販売
ENDO FORGING (THAILAND) CO.,LTD.	270百万バーツ (1,026百万円)	100.0%	自動車等鍛造部品の製造及び販売

(注) 1.資本金の円貨換算額は、決算日の直物為替相場により算出しております。
2.上記の4社は、連結対象会社であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症からの回復は見込めるものの、顕在化した地政学的リスクの長期化に伴い資源価格の高騰やコストプッシュによる日本国内及び諸外国でのインフレの加速など、引き続き不透明な状況であり、予断を許さない極めて厳しい状況が続くものと思われます。

このような状況の中、当社グループは、ゴルフ事業、メタルスリーブ事業及び鍛造事業において、次のような取り組みを行っていく所存であります。

(ゴルフ事業について)

・グローバルなゴルフクラブ市場(サプライチェーン)の中で、一層の製造技術、製品品質の向上を図り、ニーズに対応した競争力のある付加価値製品の供給に努めてまいります。

・当社がコア技術とする鍛造製法の特性を更に明確にすべく、製法を更に進化させ、新しい市場ニーズに適応した商品を供給することを目指して、企画開発部門の拡充・強化を図ります。

・生産拠点のタイ工場(ENDO THAI CO.,LTD.)につきましては、生産体制の最適化、一層の効率生産に取り組み、製造コストの低減を更に推し進めます。

・急激な為替変動による製造原価上昇に対して、為替予約等のリスク回避に努めると同時に生産性の向上によるコスト削減を徹底し、収益の確保に努めてまいります。

・変化の激しい市場動向の中で取引先に対する対応をきめ細かく行うた

めに、企画・製造のリードタイムの短縮を図ります。

（メタルスリーブ事業について）

・定着スリーブの強度化と更に熱特性に優れた新素材の開発で、付加価値のある製品のバリエーションを広げます。

・幅広い製品の提案によって、国内外企業での既存取引先との取り組み拡大と新規取引先の開拓を進めることで受注の拡大を図ります。

・極薄加工技術を更に発展・応用した次世代製品の研究開発に取り組みます。

（鍛造事業について）

・当社グループの最大の強みとする自動車部品のエアハンマーによる鍛造製法を推し進め、この分野での圧倒的優位性を実現します。

・鍛造部品の強みを活かし、農耕機等の自動車以外の領域への取り組みも強化することで受注の獲得に努めます。

・製造原価低減による競争力強化の実現と、品質、納期の安定供給を行い受注拡大につなげます。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

事業内容	主要製品
ゴルフ事業	アイアンヘッド、メタルウッドヘッド等
メタルスリーブ事業	メタルスリーブ製品
鍛造事業	自動車鍛造部品、農耕機鍛造部品、自動二輪鍛造部品等

(6) 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

当　　社	新潟県燕市	本社及び工場
エポンゴルフ株式会社	新潟県燕市	販売店
ENDO THAI CO.,LTD.	タイ国バンコク都	生産拠点
ENDO METAL SLEEVE (THAILAND)CO.,LTD.	タイ国チャチンサオ県	生産拠点及び販売
ENDO FORGING (THAILAND)CO.,LTD.	タイ国チャチンサオ県	生産拠点及び販売

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
ゴルフ事業	731（37）名	21（2）名
メタルスリーブ事業	135（2）名	5（1）名
鍛造事業	396（28）名	6（8）名
全社（共通）	20（1）名	△4（-）名
合計	1,282（68）名	28（11）名

（注）1．使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に期中の平均人員を外数で記載しております。
2．タイ国の連結子会社３社の就業人員は、期中の変動が大きいため期中平均人員としております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
115（20）名	△4（△2）名	43.5歳	16.4年

（注）使用人数は就業人員数であり、他社への出向者24名を除いております。臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に期中の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社第四北越銀行	375百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　29,800,000株

② 発行済株式の総数　9,441,800株（自己株式626,982株を含む）

③ 株主数　1,920名

④ 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社遠藤栄松ファンデーション	1,942千株	22.0%
遠藤新太郎	436	5.0
株式会社第四北越銀行	400	4.5
遠藤栄之助	380	4.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	370	4.2
遠藤テイ子	304	3.5
ゴールドマン サックス インターナショナル	298	3.4
NOMURA CUSTODY NOMINEES LTD－TK1 LIMITED	283	3.2
内藤征吾	282	3.2
ブリヂストンスポーツ株式会社	200	2.3

（注）1. 当社は、自己株式626,982株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式（626,982株）を控除して計算しております。

3. 自己株式には役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が所有する64,800株は含まれておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年12月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡部大史	ゴルフ事業部、メタルスリーブ事業部、医療機器・新分野事業部担当 エポンゴルフ株式会社代表取締役社長 ENDO THAI CO.,LTD.取締役社長 ENDO METAL SLEEVE(THAILAND)CO.,LTD.取締役社長 ENDO FORGING(THAILAND)CO.,LTD.取締役社長
専務取締役	石原睦	管理本部担当 エポンゴルフ株式会社取締役
取締役	村田國弘	フォージング事業部担当 タイ駐在室担当 ENDO THAI CO.,LTD.取締役 ENDO METAL SLEEVE(THAILAND)CO.,LTD.取締役 ENDO FORGING(THAILAND)CO.,LTD.取締役
取締役	遠藤新太郎	経営戦略室担当 エポンゴルフ株式会社取締役 株式会社遠藤栄松ファンデーション取締役
取締役	根本修一郎	
常勤監査役	石井登	エポンゴルフ株式会社監査役
監査役	相馬卓	弁護士
監査役	長橋昇	税理士 協栄信用組合員外監事

（注）1．取締役根本修一郎氏は、社外取締役であります。
2．監査役相馬卓氏及び監査役長橋昇氏は、社外監査役であります。
3．当社は、取締役根本修一郎氏及び監査役長橋昇氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役長橋昇氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
①2022年３月25日開催の第72回定時株主総会において、新たに根本修一郎氏が取締役に選任され、就任いたしました。
②2022年３月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐野榮偉氏は任期満了により退任いたしました。

5．当社は執行役員制度を導入しており、2022年12月31日現在における執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	担　　当
近　藤　　類	医療機器・新分野事業部長
佐　藤　博　昭	フォージング事業部長

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって、生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年２月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬等の額に関しては、取締役の報酬限度額は、2007年６月27日開催の第57回定時株主総会において年額170百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、1994年６月18日開催の第44回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

当社は、役員の報酬等の額は、当社の業績、経営環境、世間水準等を考慮して適正な水準とすることとしており、株主総会において決議された報酬の範囲内で、取締役会の決議及び監査役の協議により決定しております。

また、役員の株式報酬等の額は、上記の報酬限度額とは別枠で、2018年３月28日開催の第68回定時株主総会及び2021年３月26日開催の第71回定時株主総会において、３事業年度で取締役分として96百万円（うち社外取締役分として２百万円）、監査役分として４百万円をそれぞれ上限とし、及び取締役及び監査役のポイント数の合計は125,100ポイントを

上限とすることを決議いただいております。
当社の役員報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬から構成されております。
a. 基本報酬（固定報酬）
基本報酬は、月例の固定報酬で、役員報酬体系表に基づき、報酬額を設定しております。
b. 賞与
賞与は、１事業年度の業績、予算達成状況に基づき、過去の支給実績、経営内容等、その他の状況を勘案し、金額を決定して、毎年１回支給しております。
c. 株式報酬
信託を用いた業績連動型株式報酬制度であり、取締役（社外取締役を除きます。）に対しては、中長期的な業績の向上と企業価値増大の意識を高めることを目的として、業績の達成度合に連動した株式報酬で、社外取締役及び監査役に対しては、監督又は監査を通じた中長期的な企業価値の増大を目的として、業績の達成度合とは連動しない株式報酬であります。
具体的には、当社が定める役員株式給付規程に基づき、各役員にポイントを付与し、信託を通じて、累積したポイント数に相当する当社株式を付与するものであり、株式報酬の業績連動に係る指標は、企業業績向上の意識を一層高めるため、親会社株主に帰属する当期純利益の対前年比であり、株式報酬全体の10%が、達成度に応じて0倍～1.2倍の範囲で変動します。株式等の付与を受ける時期は原則として、役員の退任時となります。なお、当事業年度における業績連動に係る業績評価係数は、0.8倍です。
d. 取締役の個人別の報酬等の決定の委任に関する事項
取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額内で、取締役会の決議により決定しております。個人別の基本報酬の額及び賞与の額については、代表取締役社長渡部大史が委任を受けるものとしております。委任した理由は、当社の事業業績を踏まえ各取締役の担当職務の評価は、代表取締役社長が適していると判断したためであります。
また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の方針に沿うものと判断しております。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞　与	株式報酬	
取締役 （うち社外取締役）	123 （5）	78 （3）	32 （1）	12 （0）	6 （2）
監査役 （うち社外監査役）	15 （6）	11 （5）	3 （1）	0 （0）	3 （2）
合　計 （うち社外役員）	138 （11）	90 （8）	35 （2）	12 （0）	9 （4）

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2007年６月27日開催の第57回定時株主総会において年額170百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。
３．監査役の報酬限度額は、1994年６月18日開催の第44回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。
４．役員株式報酬制度につきましては、2018年３月28日開催の第68回定時株主総会及び2021年３月26日開催の第71回定時株主総会において、上記の２．及び３．に記載の取締役及び監査役の報酬とは別枠で決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は、第68回定時株主総会終結時点はそれぞれ６名（うち社外取締役１名）及び４名、第71回定時株主総会終結時点はそれぞれ５名（うち社外取締役１名）及び３名です。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ．他の法人等の社外役員としての兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役長橋昇氏は協栄信用組合の員外監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　根本修一郎	３月25日の就任時より、当事業年度において開催された取締役会15回のうち15回に出席し、社外取締役の立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うとともに、客観的な視点により、取締役の職務執行の監督に努めております。
監査役　相馬　　卓	当事業年度において開催された取締役会19回のうち19回、監査役会15回のうち15回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため必要かつ適切な助言・提言を適宜行っております。
監査役　長橋　　昇	当事業年度において開催された取締役会19回のうち19回、監査役会15回のうち15回に出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要かつ適切な助言・提言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社の在外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導等であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役職員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

ロ．コンプライアンス事務局（総務人事部内）を中心にコンプライアンスの推進、教育、研修等の実施を行っていく。すべての役職員は、企業行動指針の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。また内部通報制度により不正行為等の早期発見と是正を図るため通報窓口をコンプライアンス事務局（総務人事部内）及び内部監査室に置く。

ハ．代表取締役社長直轄の内部監査室が定期的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を社長に報告する。

ニ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。また、不当な要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、作成保存する。なお、文書の保存期間及び保管場所は、「文書管理規程」に定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループのリスクを総括的に管理する「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、管理部門担当取締役が委員長となり、各部門担当取締役とともに、カテゴリー毎のリスクを「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」及び「リスク管理規程」等に基づき体系的に管理する。

ロ．「コンプライアンス・リスク管理委員会」は、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

ハ．監査役及び内部監査室はグループ各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．環境変化に対応した当社グループ全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定する。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

ロ．代表取締役社長が主宰する経営協議会において、取締役会で決定した経営方針に基づき、取締役会または代表取締役から委任された当社の業務執行に関する重要事項の審議、具体的内容の決定、進捗の報告を行う。

⑤　会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に対するコンプライアンス、リスク管理、効率性向上のための施策等について適切な管理を行う。円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、必要に応じて関係者連絡会議を開催する。

ロ．監査役と内部監査室は、定期的にグループ管理体制を監査し、取締役会及び関係会社連絡会議に報告する。

ハ．取締役会及び関係会社連絡会議は、グループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及

び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき監査役に報告する。

ロ．監査役に報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役社長は、監査役と各年度の上半期と下半期に各１回以上定期的会合を持つ。

ロ．監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

ハ．「監査役会規程」「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査室及び会計監査人と密接な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

ニ．監査役は、会計監査人と各年度の四半期に１回以上定期会合を行う機会を確保する。

ホ．監査役の職務の執行について生じる費用は請求により、会社は速やかに負担するものとする。

⑨　財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のための内部統制システムの構築を行い、適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うことにより適切な運営を図る。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

①　内部統制全般

当社は、「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社及び当社グループの内部統制システム全般の整備及び運用状況について検証を行っております。

② コンプライアンス

コンプライアンス意識の醸成と浸透を図るため、社内ポータルサイトにコンプライアンス・マニュアルを掲載し、社訓、経営理念の意図をはじめコンプライアンスの周知に努めております。

また、本年は全社員を対象に、コンプライアンスの意識向上のため、定期的にコンプライアンス・メールマガジンを発信する等行い、コンプライアンスの浸透に努めました。

③ リスク管理

当社は、リスク管理委員会規程に基づき、管理部門担当取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を当事業年度は適宜開催し、全社にわたり潜在的に存在する不正リスクを検証してまいりました。

④ 子会社管理

当社子会社の管理は、関係会社管理規程に基づき、重要事項についての報告を明確にしております。内部監査室による子会社の監査結果は、取締役会で報告を行っております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は取締役会に出席し、取締役等から職務執行について聴取するほか、常勤監査役は経営協議会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、役職員からの報告を確認しております。また、内部監査部門及び会計監査人から情報収集、意見交換を行う等、連携を図っております。

なお、海外子会社に対する監査役監査については、本年はリモートによる監査を実施し、監査役監査の実効性の確保に努めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**13,451,088**	**流動負債**	**2,056,939**
現金及び預金	7,157,634	支払手形及び買掛金	907,541
受取手形及び売掛金	3,348,038	短期借入金	100,000
電子記録債権	333,251	未払法人税等	107,420
有価証券	100,000	未払金及び未払費用	478,416
商品及び製品	799,261	賞与引当金	183,922
仕掛品	661,943	その他	279,639
原材料及び貯蔵品	958,408	**固定負債**	**1,438,797**
その他	145,269	長期借入金	275,000
貸倒引当金	△52,718	繰延税金負債	635,113
固定資産	**8,417,254**	退職給付に係る負債	441,302
有形固定資産	**6,440,924**	役員株式給付引当金	50,481
建物及び構築物	2,638,460	その他	36,899
機械装置及び運搬具	1,991,884	**負債合計**	**3,495,736**
工具、器具及び備品	137,542	**純資産の部**	
土地	1,558,750	**株主資本**	**16,061,012**
建設仮勘定	114,287	**資本金**	**1,241,788**
無形固定資産	**98,575**	**資本剰余金**	**1,220,643**
投資その他の資産	**1,877,753**	**利益剰余金**	**13,896,078**
投資有価証券	984,464	**自己株式**	**△297,498**
投資不動産	234,524	**その他の包括利益累計額**	**2,311,593**
退職給付に係る資産	526,669	**その他有価証券評価差額金**	**8,363**
繰延税金資産	116,440	**為替換算調整勘定**	**2,333,879**
その他	15,653	**退職給付に係る調整累計額**	**△30,649**
資産合計	**21,868,342**	**純資産合計**	**18,372,605**
		負債・純資産合計	**21,868,342**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		14,582,181
売上原価		10,855,567
売上総利益		3,726,614
販売費及び一般管理費		1,875,229
営業利益		1,851,384
営業外収益		
受取利息	17,708	
受取配当金	3,047	
持分法による投資利益	20,043	
投資不動産賃貸料	10,659	
助成金収入	40,305	
為替差益	100,773	
その他	44,317	236,855
営業外費用		
支払利息	3,498	
投資不動産賃貸費用	10,161	
コミットメント手数料	5,246	
投資有価証券評価損	209,825	
投資事業組合運用損	20,730	
その他	9,614	259,076
経常利益		1,829,162
税金等調整前当期純利益		1,829,162
法人税、住民税及び事業税	351,455	
法人税等調整額	680,901	1,032,357
当期純利益		796,805
親会社株主に帰属する当期純利益		796,805

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年１月１日 期首残高	1,241,788	1,220,643	13,231,496	△299,270	15,394,657
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△132,223		△132,223
親会社株主に帰属する当期純利益			796,805		796,805
自己株式の取得				△46	△46
株式給付信託に対する自己株式の処分				1,819	1,819
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	664,581	1,772	666,354
2022年12月31日 期末残高	1,241,788	1,220,643	13,896,078	△297,498	16,061,012

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2022年１月１日 期首残高	9,275	1,361,141	△30,664	1,339,753	16,734,410
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△132,223
親会社株主に帰属する当期純利益					796,805
自己株式の取得					△46
株式給付信託に対する自己株式の処分					1,819
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△912	972,737	15	971,840	971,840
連結会計年度中の変動額合計	△912	972,737	15	971,840	1,638,194
2022年12月31日 期末残高	8,363	2,333,879	△30,649	2,311,593	18,372,605

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数　４社

・連結子会社の名称　エポンゴルフ株式会社
ENDO THAI CO.,LTD.
ENDO METAL SLEEVE (THAILAND) CO.,LTD.
ENDO FORGING (THAILAND) CO.,LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　１社

・関連会社の名称　セブンシックス株式会社

② 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、連結決算日より3ヵ月以内に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．デリバティブ　時価法を採用しております。

ハ．棚卸資産　主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。
ただし、当社及び国内連結子会社は1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	７年～38年
機械装置及び運搬具	５年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産　当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
在外連結子会社については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　当社及び国内連結子会社は債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．役員株式給付引当金　当社及び国内連結子会社は役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④　収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、ゴルフクラブヘッド、メタルスリーブ、鍛造部品等の製造及び販売を行っております。

国内顧客への商品及び製品販売については、顧客との販売契約に基づき検収時点において充足される履行業務と判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため出荷した時点で収益を認識しております。

海外顧客への商品及び製品販売については、船積み時点において充足される履行義務と判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引対価は、収益を認識後１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、子会社決算日の直物為

替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法　当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、原則法を採用しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。

ロ．連結納税制度の適用　当社及び国内連結子会社は連結納税制度を適用しております。

ハ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用　当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用とせず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

(5) 追加情報

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、収束までの見通しが不透明な状況が続いて

おり、適正かつ合理的に算定することは困難でありますが、翌連結会計年度以降、新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和等により、経済活動も緩やかに回復するものと仮定しており、当社は固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大における影響は、不確定要素が多いことから、将来における実績値に基づく結果がこれらの見積りと異なる可能性があります。

2．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項のただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び損益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、連結計算書類の損益に与える影響はありません。

また、「８．金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3．表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」（当連結会計年度は8,652千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

4．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額　　116,440千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性についての判断にあたり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主に、当社及び一部連結子会社の翌期の課税所得見込み（業績予測）に基づいて行われております。

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社及び一部の連結子会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の業績予測に基づく課税所得の発生時期及び金額を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断し算出しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の算定に際して、直近における主要な取引先の発注予定や、当社の過年度の原価率、販売費及び一般管理費率等を基に外部環境等も総合的に勘案し、課税所得見込みを仮定しております。

また、算出した課税所得見込みには一定のストレスを付加し、繰延税金資産算出のための課税所得見込みとしております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りを算出するにあたり使用した仮定は合理的であると判断し繰延税金資産を計上しておりますが、予測不能な環境変化により前提条件が大きく異なる場合、翌年度の連結計算書類において、繰延税金資産等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	199,773千円
土地	403,390千円
投資有価証券	310,000千円
投資不動産	117,263千円
計	1,030,427千円

上記のほか、在外連結子会社において、公共料金支払保証のため、定期預金82千円を担保に供しております。

なお、担保に係る債務の金額は、長期借入金275,000千円、短期借入金100,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　17,511,073千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,104,450千円
借入実行残高	－千円
差引額	4,104,450千円

なお、上記のうち、貸出コミットメント契約（契約総額1,500,000千円）には財務制限条項が付されており、連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2021年12月決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%未満の金額になった場合は、契約先の要求により、契約は解約される可能性があります。

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,441千株	－千株	－千株	9,441千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	694千株	0千株	2千株	691千株

(注) １．当連結会計年度末の自己株式の株式数には役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が保有する当社株式64千株が含まれております。
２．自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
３．自己株式数の減少は役員株式給付信託（BBT）制度の信託口からの株式給付２千株によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2022年３月25日開催の第72回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　132,223千円
・１株当たり配当金額　15円
・基準日　2021年12月31日
・効力発生日　2022年３月28日

(注)上記の配当金の総額には、役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が保有する当社株式に対する配当金1,008千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年３月28日開催の第73回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　158,666千円
・１株当たり配当金額　18円
・基準日　2022年12月31日
・効力発生日　2023年３月29日

(注) 上記の配当金の総額には、役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が保有する当社株式に対する配当金1,166千円が含まれております。

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	12,592千円
賞与引当金	49,043千円
棚卸資産評価損	31,596千円
役員株式給付引当金	15,396千円
貸倒引当金	16,385千円
投資有価証券評価損	108,399千円
固定資産除却損	1,825千円
退職給付に係る負債	88,260千円
減損損失	226,490千円
棚卸資産未実現利益	32,731千円
税務上の繰越欠損金	1,155,105千円
その他	12,551千円
繰延税金資産小計	1,750,378千円
評価性引当額	△1,034,547千円
繰延税金資産合計	715,831千円
繰延税金負債	
退職給付に係る資産	△160,634千円
在外子会社の留保利益	△1,056,983千円
減価償却費	△13,169千円
その他	△3,716千円
繰延税金負債合計	△1,234,503千円
繰延税金資産・負債（△）の純額	△518,672千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
住民税均等割額	0.2%
未実現利益	△4.7%
在外子会社等の税率差異	△2.2%
評価性引当額の増減	△29.5%
外国源泉税	1.3%
在外子会社の留保利益	57.5%
期限切れの繰越欠損金	2.7%
持分法による投資損益	△0.3%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.4%

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、ゴルフクラブヘッド・ゴルフクラブ、ステンレス製極薄管（メタルスリーブ）及び自動車関連部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入やファイナンス・リース）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿って取引先別に期日管理、残高管理を行い、リスク低減を図っております。

有価証券は合同運用指定金銭信託であり、信用リスクが僅少である短期的な資金運用を目的として保有しております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内となっております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。なお、デリバティブ取引はデリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、有価証券、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間に決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	68,876	68,876	－
資産計	68,876	68,876	－
長期借入金	275,000	268,570	6,429
負債計	275,000	268,570	6,429

（注）市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合については、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	342,652
投資事業有限責任組合	572,935
計	915,588

投資事業有限責任組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に従い、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	68,876	－	－	68,876
資産計	68,876	－	－	68,876

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期借入金	－	268,570	－	268,570
負債計	－	268,570	－	268,570

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は上場株式であり、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

９．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント(千円)				調整額（千円）	合計（千円）
	ゴルフ事業	メタルスリーブ事業	鍛造事業	計		
顧客との契約から生じる収益	7,117,209	1,046,116	6,418,855	14,582,181	－	14,582,181
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客に対する売上高	7,117,209	1,046,116	6,418,855	14,582,181	－	14,582,181

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項(4)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約資産については、該当事項はありません。契約負債については、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、個別の契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,099円72銭

(2) １株当たり当期純利益　91円７銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が所有する当社株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度64,800株）。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度65,017株）。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,028,553**	**流動負債**	**1,365,369**
現金及び預金	2,347,729	支払手形	84,951
受取手形	16,924	買掛金	526,788
売掛金	2,462,033	1年内返済予定の長期借入金	100,000
電子記録債権	333,251	未払金	117,492
有価証券	100,000	未払費用	91,565
商品及び製品	240,979	未払法人税等	57,233
仕掛品	154,228	預り金	83,345
原材料及び貯蔵品	135,815	賞与引当金	144,239
前払費用	5,516	設備関係支払手形	74,548
未収入金	281,900	未払消費税等	46,003
その他	3,586	その他	39,201
貸倒引当金	△53,412	**固定負債**	**2,833,273**
固定資産	**7,044,105**	長期借入金	2,775,000
有形固定資産	**2,182,879**	役員株式給付引当金	50,481
建物	683,112	その他	7,791
構築物	34,227	**負債合計**	**4,198,642**
機械及び装置	649,239	**純資産の部**	
車両運搬具	2,197	**株主資本**	**8,865,653**
工具、器具及び備品	61,511	**資本金**	**1,241,788**
土地	725,457	**資本剰余金**	**1,220,643**
建設仮勘定	27,132	資本準備金	1,183,788
無形固定資産	**78,478**	その他資本剰余金	36,855
投資その他の資産	**4,782,747**	**利益剰余金**	**6,700,720**
投資有価証券	834,510	利益準備金	45,225
関係会社株式	2,793,884	その他利益剰余金	6,655,494
出資金	730	別途積立金	6,200,000
長期前払費用	70	繰越利益剰余金	455,494
前払年金費用	526,669	**自己株式**	**△297,498**
投資不動産	234,524	**評価・換算差額等**	**8,363**
繰延税金資産	389,138	**その他有価証券評価差額金**	**8,363**
その他	3,219	**純資産合計**	**8,874,017**
資産合計	**13,072,659**	**負債・純資産合計**	**13,072,659**

(注)　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		7,286,200
売上原価		5,301,659
売上総利益		1,984,541
販売費及び一般管理費		1,130,748
営業利益		853,793
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,358	
関係会社受取配当金	432,433	
投資不動産賃貸料	27,579	
助成金収入	40,305	
為替差益	88,317	
その他	23,770	615,764
営業外費用		
支払利息	42,512	
投資不動産賃貸費用	19,033	
コミットメント手数料	5,246	
投資有価証券評価損	209,825	
投資事業組合運用損	20,730	
その他	2,169	299,517
経常利益		1,170,040
税引前当期純利益		1,170,040
法人税、住民税及び事業税	134,827	
法人税等調整額	△354,928	△220,100
当期純利益		1,390,141

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2022年１月１日から
2022年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
2022年１月１日 期首残高	1,241,788	1,183,788	36,855	45,225	6,200,000	△808,283	5,436,941
会計方針の変更による累積的影響額						5,860	5,860
会計方針の変更を反映した2022年１月１日期首残高	1,241,788	1,183,788	36,855	45,225	6,200,000	△802,423	5,442,802
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△132,223	△132,223
当期純利益						1,390,141	1,390,141
自己株式の取得							
株式給付信託に対する自己株式の処分							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,257,917	1,257,917
2022年12月31日 期末残高	1,241,788	1,183,788	36,855	45,225	6,200,000	455,494	6,700,720

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2022年１月１日 期首残高	△299,270	7,600,102	9,275	9,275	7,609,378
会計方針の変更による累積的影響額		5,860			5,860
会計方針の変更を反映した2022年１月１日期首残高	△299,270	7,605,963	9,275	9,275	7,615,239
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△132,223			△132,223
当期純利益		1,390,141			1,390,141
自己株式の取得	△46	△46			△46
株式給付信託に対する自己株式の処分	1,819	1,819			1,819
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△912	△912	△912
事業年度中の変動額合計	1,772	1,259,690	△912	△912	1,258,777
2022年12月31日 期末残高	△297,498	8,865,653	8,363	8,363	8,874,017

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

１．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準　時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品・仕掛品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 原材料　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ 貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	７年～38年
機械及び装置	10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については

貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員株式給付引当金　当社は役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社の事業は、ゴルフ事業でゴルフクラブヘッドの販売、メタルスリーブ事業でメタルスリーブの販売、鍛造事業で鍛造用機械の製造及び販売、修理を行っております。

国内顧客への商品及び製品販売については、顧客との販売契約に基づき検収時点において充足される履行義務と判断し、当該時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため出荷した時点で収益を認識しております。

海外顧客への商品及び製品販売については、船積み時点において充足される履行義務と判断し、当該時点での収益を認識しております。

鍛造事業では、顧客からの契約・発注に基づき、鍛造用の機械製造及び販売、修理を行っており、完成した設備等を顧客へ引き渡す履行義務を負っています。当該契約については、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、当該財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法を採用しております。

なお、取引対価は、収益を認識後１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用　連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用　当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報

告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号
2018年２月16日）第44項の定めを適用とせず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

(9) 追加情報

（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）

新型コロナウイルス感染症の影響に関しては、収束までの見通しが不透明な状況が続いており、適正かつ合理的に算定することは困難でありますが、翌事業年度以降、新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和等により、経済活動も緩やかに回復するものと仮定しており、当社は固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大における影響は、不確定要素が多いことから、将来における実績値に基づく結果がこれらの見積りと異なる可能性があります。

２．会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、鍛造事業については、従来、主に出荷時に収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また､収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ、5,860千円減少しております。

また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は5,860千円増加しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

連結注記表「２．会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

３．会計上の見積りに関する注記

(1) 計算書類に計上した繰延税金資産の金額　　389,138千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「４．会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	199,773千円
土地	403,390千円
投資有価証券	310,000千円
投資不動産	117,263千円
計	1,030,427千円

なお、担保に係る債務の金額は、長期借入金275,000千円、１年内返済予定の長期借入金100,000千円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　　3,425,959千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	315,676千円
② 短期金銭債務	481,307千円
③ 長期金銭債務	2,500,000千円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	2,300,000千円

なお、上記のうち、貸出コミットメント契約（契約総額1,500,000千円）には財務制限条項が付されており、連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2021年12月決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75％未満の金額になった場合は、契約先の要求により、契約は解約される可能性があります。

５．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	735,099千円
② 仕入高	4,034,121千円
③ 営業取引以外の取引高	495,461千円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	694千株	0千株	2千株	691千株

（注）１．当事業年度末の自己株式の株式数には役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が保有する当社株式64千株が含まれております。

２．自己株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。

３．自己株式数の減少は役員株式給付信託（BBT）制度の信託口からの株式給付２千株によるものであります。

７．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,630千円
賞与引当金	43,993千円
棚卸資産評価損	15,951千円
役員株式給付引当金	15,396千円
貸倒引当金	16,290千円
投資有価証券評価損	108,399千円
関係会社株式評価損	47,611千円
減損損失	226,490千円
税務上の繰越欠損金	1,155,105千円
その他	12,285千円
繰延税金資産小計	1,648,156千円
評価性引当額	△1,082,159千円
繰延税金資産合計	565,996千円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	△3,668千円
前払年金費用	△160,634千円
減価償却費	△12,556千円
繰延税金負債合計	△176,858千円
繰延税金資産・負債（△）の純額	389,138千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.9%
役員給与の損金に算入されない項目	0.9%
住民税均等割額	0.3%
評価性引当額	△46.2%
期限切れ繰越欠損金	4.2%
外国源泉税	2.1%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△18.7%

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	エポンゴルフ株式会社	新潟県燕市	32,000千円	ゴルフ事業	100.0	製品の販売役員の兼任	製品の販売(注1)	457,901	売掛金	43,778
							受取配当金(注2)	183,680	－	－
	ENDO THAI CO.,LTD.	タイ国バンコク都	385,000千バーツ	ゴルフ事業	100.0	製造委託役員の兼任	製品及び部材仕入(注1)	3,667,830	未収入金	13,147
									買掛金	444,135
	ENDO METAL SLEEVE (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国チャチンサオ県	230,000千バーツ	メタルスリーブ事業	100.0	製品の購入役員の兼任	製品仕入(注1)	286,262	買掛金	24,409
							受取配当金(注2)	81,764	未収入金	57,713
	ENDO FORGING (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国チャチンサオ県	270,000千バーツ	鍛造事業ゴルフ事業	100.0	資金の援助役員の兼任	資金の借入(注3)	2,500,000	長期借入金	2,500,000
							利息の支払(注3)	40,100	未払費用	3,650
							受取配当金(注2)	166,988	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．子会社との取引価格については、市場価格及び他の企業の状況を参考にし、その都度交渉のうえ決定しております。

2．受取配当金については、グループ配当方針に基づき決定しております。

3．資金の借入の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件等についても、資金目的を勘案し都度協議のうえ決定しております。なお、取引金額は、借入金額の総額を記載しております。

9．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント(千円)				調整額(千円)	合計(千円)
	ゴルフ事業	メタルスリーブ事業	鍛造事業	計		
顧客との契約から生じる収益	6,438,538	595,891	251,770	7,286,200	－	7,286,200
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客に対する売上高	6,438,538	595,891	251,770	7,286,200	－	7,286,200

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① ゴルフ事業

ゴルフ事業においては、主にゴルフヘッドの製造及び販売をおこなっています。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

② メタルスリーブ事業

メタルスリーブ事業においては、主にメタルスリーブの製造及び販売をおこなっています。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

③ 鍛造事業

鍛造事業においては、主に鍛造用機械及び部品の製造及び販売、修理をおこなっています。このような機械及び部品の販売及び修理については、製造及び修理の進捗に応じて顧客が設備を支配すると考えられるため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約資産については、該当事項はありません。契約負債については、貸借対照表計上額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、個別の契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,014円17銭

(2) １株当たり当期純利益　158円88銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている役員株式給付信託（BBT）制度の信託口が所有する当社株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております（当事業年度64,800株）。また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度65,017株）。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年２月22日

株式会社遠藤製作所
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
新　潟　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　尾　雅　樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋　藤　康　宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社遠藤製作所の2022年１月１日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年２月22日

株式会社遠藤製作所
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
新　潟　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石　尾　雅　樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋　藤　康　宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社遠藤製作所の2022年１月１日から2022年12月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年１月１日から2022年12月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関しては、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年３月１日

株式会社遠藤製作所　監査役会

常勤監査役　石　井　　登　㊞

監　査　役　相　馬　　卓　㊞

監　査　役　長　橋　　昇　㊞

（注）監査役相馬卓及び監査役長橋昇は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案及び第２号議案、第３号議案）＞

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、前期に比べ１株につき３円増配し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は158,666,724円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2023年３月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式数
1	わたべ　　たいし 渡部　大史 （1967年３月19日生）	1990年４月　サッポロビール(株)(現 サッポロホールディングス(株))入社 2014年４月　(株)恵比寿ワインマート取締役総務部長 2017年４月　当社顧問 2017年６月　当社取締役副社長 兼 タイ駐在室担当 2018年１月　当社取締役副社長 兼 経営企画部担当 2018年３月　当社代表取締役社長 兼 経営企画部 兼 医療機器・新分野事業部担当 2019年３月　当社代表取締役社長 兼 経営企画部担当 2019年10月　当社代表取締役社長 兼 経営企画部 兼 ゴルフ事業部 兼 メタルスリーブ事業部 兼 医療機器・新分野事業部担当 2020年３月　当社代表取締役社長 兼 ゴルフ事業部 兼 メタルスリーブ事業部 兼 医療機器・新分野事業部担当（現任） ［重要な兼職の状況］ エポンゴルフ(株)代表取締役社長 ENDO THAI CO.,LTD.取締役社長 ENDO METAL SLEEVE(THAILAND)CO.,LTD.取締役社長 ENDO FORGING(THAILAND) CO.,LTD.取締役社長	21,100株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、これまでに事業部、海外事業、経営企画部門の責任者を歴任し、2018年から代表取締役社長として、グループ経営全体を適切に監督しております。同氏は長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と、当社事業及び経営に関する高い見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>ふりがな
氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重 要 な 兼 職 の 状 況)</th><th>所有する
当社の株
式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>いしはら　あつし
石原　睦
(1964年１月14日生)</td><td>1993年２月　サッポロビール(株)(現　サッポロホールディングス(株))入社
2009年11月　サッポロ飲料(株)取締役経営戦略部長 兼 (株)ポッカコーポレーション(現 ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株))取締役
2013年３月　サッポログループマネジメント(株)取締役グループIT統括部長
2019年３月　サッポロホールディングス(株)IT統括部長 兼 サッポログループマネジメント(株)取締役常務IT統括部長
2020年３月　当社専務取締役管理本部担当（現任）
［重要な兼職の状況］
エポンゴルフ(株)取締役</td><td>5,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
同氏は2020年より専務取締役として管理部門の責任者を務めております。同氏は長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と、高い見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>むらた　くにひろ
村田　國弘
(1957年５月20日生)</td><td>2008年10月　当社入社　ENDO FORGING(THAILAND) CO.,LTD.駐在
2012年４月　当社フォージング部長
2015年11月　当社タイ統括駐在室長 兼 フォージング部長
2016年３月　当社執行役員タイ統括駐在室長 兼 フォージング事業部長
2017年６月　当社タイ統括駐在室長 兼 フォージング事業部長
2018年１月　当社フォージング事業部長
2018年３月　当社取締役フォージング事業部担当
2019年３月　当社取締役フォージング事業部担当 兼 タイ駐在室担当(現任)
［重要な兼職の状況］
ENDO THAI CO.,LTD.取締役
ENDO METAL SLEEVE(THAILAND)CO.,LTD.取締役
ENDO FORGING(THAILAND) CO.,LTD.取締役</td><td>11,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
同氏は、長年にわたりフォージング事業部及び海外事業に携わり、2019年よりフォージング事業部及びタイ駐在室の責任者を務めております。同氏は豊富な業務経験と、事業に関する専門的な見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</td></tr>
</table>

候補者番号	ふりがな 氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
4	えんどう　しんたろう 遠藤　新太郎 (1989年９月20日生)	2014年４月　東レ(株)入社 2014年８月　(株)東レシステムセンターネットワーク事業部 2018年12月　東レ(株)情報システム部門基盤システム推進部 2020年１月　(株)遠藤栄松ファンデーション取締役（現任） 2020年３月　当社取締役経営戦略室担当（現任） ［重要な兼職の状況］ (株)遠藤栄松ファンデーション取締役 エポンゴルフ(株)常務取締役	436,500株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は2020年より経営戦略室の責任者を務めております。同氏は豊富な業務経験と、若い世代やIT分野に関する高い見識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		
5	ねもと　しゅういちろう 根本　修一郎 (1957年３月８日生)	1980年４月　(株)富士銀行(現　(株)みずほ銀行)入行 2000年５月　同行　本店グローバル企画部次長 2001年９月　オリンパスキャピタルホールディングスマネージング・ディレクター(パートナー) 2004年12月　クレセント・パートナーズ設立　マネージング・ディレクター(パートナー) 2012年９月　クレセント・アジア設立　マネージング・ディレクター 2022年３月　当社社外取締役（現任）	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、長年にわたる銀行での勤務経験から、金融知識及び経営に関する諸規制等の見識を有しているほか、国内外でのプライベート・エクイティ業務やキャピタル業務の豊富な経験と経営に関する見識も有しております。 当社の社外取締役に就任後は、これらの経験と見識が経営陣の監督に反映され、経営の透明性を高めることに活かされております。選任後も、引き続きかかる役割で貢献いただくことが期待されることから、社外取締役候補者としております。 なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．根本修一郎氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、根本修一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって、生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額会社負担としております。また、契約は１年ごとに更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役石井登氏及び相馬卓氏は任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重 要 な 兼 職 の 状 況）	所有する当社の株式数
1	※ おざわ　たかゆき 小澤　隆之 （1957年９月15日生）	1981年４月　(株)第四銀行（現　(株)第四北越銀行）入行 2005年２月　同行河渡支店長 2007年２月　同行名古屋支店長 2009年２月　同行豊栄支店長 2010年６月　同行事務統括部長 2013年６月　公益財団法人新潟市産業振興財団　統括マネージャー 2015年２月　(株)コバリキ常務取締役	－株
	【監査役候補者とした理由】 同氏は、長年にわたる銀行での勤務経験から、様々な業界に精通するとともに財務及び会計に関する見識を有しているほか企業経営者としての豊富な経験と経営に関する見識を有しております。 これらの経験と見識から、監査役としての職責を適切に遂行いただけると判断し、新たに監査役候補者としております。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>ふりがな
氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位
（重 要 な 兼 職 の 状 況）</th><th>所有する
当社の株
式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>そうま　　たかし
相馬　　卓
（1964年６月21日生）</td><td>1998年４月　相馬卓法律事務所開設
2000年２月　牛木相馬特許法律事務所開設
2002年１月　弁護士法人新潟第一法律事務所参加
2003年６月　当社社外監査役（現任）
2004年９月　にいがた国際法律事務所開設</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外監査役候補者とした理由】
同氏は、国内外での弁護士としての活動から、豊富な経験と高い見識を有しております。また、現在当社社外監査役として、その専門的見地から客観的及び中立的な立場から意見を述べ、その職責を果たしていただいております。
以上のことから、引き続き社外監査役としての職責を適切に遂行いただけると判断し、社外監査役候補者としております。
なお、同氏の当社監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって19年９ヶ月であります。</td></tr>
</table>

（注）１.※は、新任の監査役候補者であります。
２.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３.相馬卓氏は、社外監査役候補者であります。
４.当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって、生じることのある損害について、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額会社負担としております。また、契約は１年ごとに更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

＜株主提案（第４号議案及び第５号議案）＞

第４号議案及び第５号議案は、株主１名（ＴＫ１　Ｌｔｄ．（以下「提案株主」といいます。））からのご提案によるものであります。

各議案の件名及び議案の内容は、提案株主から提出された株主提案書の原文のまま、提案された順に掲載しております。

なお、いずれの議案についても、提案の理由は、提出された株主提案書に記載がありませんでした。

第４号議案　剰余金の処分の件

１．提案の内容

会社法第４５３条及び第４５４条の規定に基づき、第７３期の期末剰余金の株主に対する配当として、会社提案の剰余金の処分に追加して、普通株式１株当たり金２００円を配当する。

２．第４号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会としては、第４号議案である株主提案に反対いたします。

本議案が可決された場合の配当総額は、当社の親会社株主に帰属する当期純利益（７億96百万円）を大きく超えるおよそ17億62百万円となります。また、当社は、本議案とは別に、一株当たり18円の配当を行う議案を本定時株主総会の第1号議案として付議しており、これらを合わせた配当総額はおよそ19億21百万円となります。

このような提案は、当社の経営方針や足元の事業環境を踏まえた株主還元に関する方針に明らかに反するものであり、当社の財務の安定性を損ない、当社の事業運営の不安定性・不確実性を高めるばかりか、将来の設備投資や開発費用を確保することが困難となり、設備投資による製造体制の強化、新規事業展開等の企業価値向上に向けた取り組みの実現に支障をきたします。

当社は、株主還元に関する方針として、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、業績の状況や今後の事業計画を踏まえ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。内部留保資金につきましては、主に業績の維持向上を確保するための設備投資や新規事業展開等の開発費用として、充当することとしております。

しかしながら、本議案における配当総額は、上記のとおり過剰なものであり、かかる当社の方針に反することは明らかです。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第５号議案　自己株式の取得の件

１．提案の内容

会社法第１５６条第１項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から１５０日以内に、当社普通株式を株式総数２，０００，０００株、取得価額の総額２，０００百万円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第４６１条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

２．第５号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会としては、第５号議案である株主提案に反対いたします。

本議案における自己株式の取得数は、2022年12月末日時点における当社の発行済み株式総数（自己株式を除く）の22.6%にあたる極めて大規模なものです。そして、その取得総額は、当社の親会社株主に帰属する当期純利益７億96百万円を大きく超える20億円となります。

このような提案は、当社の経営方針や足元の事業環境を踏まえた株主還元に関する方針に明らかに反するものであり、仮にこのような過大な水準の本議案が可決された場合には、短期に巨額の資金を費やすこととなり、当社の財務の安定性を損なうばかりか、今後の設備投資や研究開発などの企業価値向上に向けた手元資金の確保が困難になり、当社の中長期的な企業価値向上に向けて必要な設備投資や研究開発による製造体制の強化、新規事業展開等に支障をきたすと考えております。

当社は、上記のとおり、当社の中長期的な企業価値向上に向けた成長投資のための資金や、事業環境の不確実性を見据えた内部留保資金の確保が必要であり、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元とのバランスをとることが必要であると認識しております。

本議案が、大規模な株主還元である第4号議案と併せて提案されていることにも鑑みると、これらの実現により、当社の財務的基礎を損なうことは明らかです。

当社は、当社の株式の流動性にも鑑みると、上記規模の自己株式取得を実施することは現実的ではないと考えておりますが、仮に実現された場合には、株価への影響も計り知れないものであり、その結果として、株主の皆様の利益を損ねることになるものと考えます。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

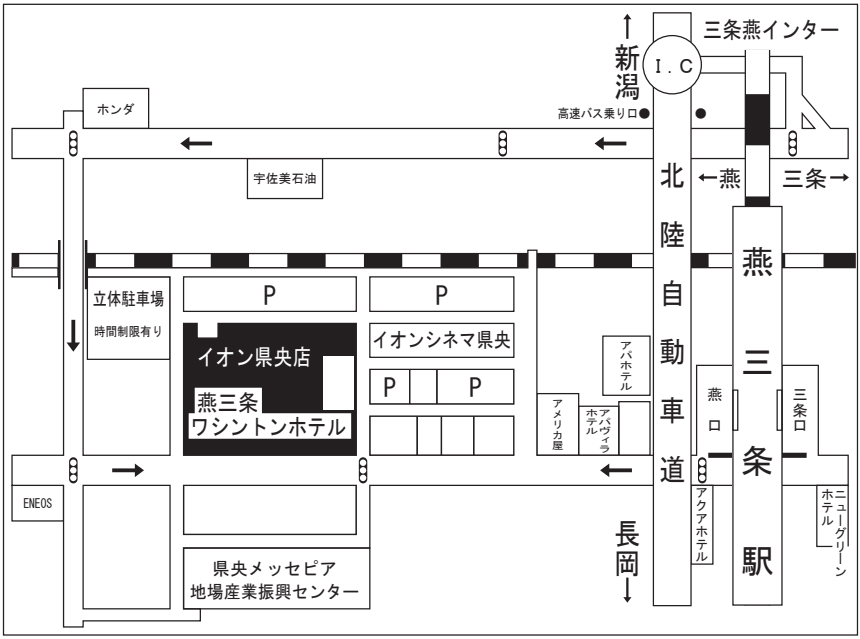

会場　新潟県燕市井土巻三丁目65番地
　　燕三条ワシントンホテル（３階ホール）
電話　（0256）６６−１１１１
交通　北陸自動車道　三条燕インターより車で３分
　　ＪＲ上越新幹線　燕三条駅より徒歩で５分